官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四）　一
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働三八）　二
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（同三九）　二
〔その他告示〕
○「政府調達に関する協定を改正する議定書」によって改正された「政府調達に関する協定」附属書Ⅰに掲げる我が国の基準額に対応する邦貨換算額の通報に関する件（外務六五）　二
○保安林の指定を解除する件（農林水産一九〇～一九六）　三
○農薬を登録した件（同一九七、一九八）　三
○農薬の登録が失効した件（同一九九）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二八四～二八八）　六
○大分空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（同二八九）　七
○礼文空港の供用休止の件（同二九〇）　七
○礼文空港の飛行場灯火の供用休止をする件（同二九一）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局六、七）　八
〔国会事項〕　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配二二）　八
〔資　料〕
令和七年十二月中国際収支状況（速報）及び令和七年中国際収支状況（速報）（財務省）　八
〔公　告〕
官庁
待矢場両堰土地改良区の定款変更の認可関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇
会社その他
諸事項　一二

省令

○厚生労働省令第十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係）	**別表第三**（第二百四条関係）
毒　薬	毒　薬
（略）	（略）
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
一～八の十七　（略）	一～八の十七　（略）
八の十八　三―（三―ビフエニル―四―イル―一・二・三・四―テトラヒドロ―一―ナフチル）―四―ヒドロキシクマリン（別名デイフエナクム）及びその製剤。ただし、一〇〇g中三―（三―ビフエニル―四―イル―一・二・三・四―テトラヒドロ―一―ナフチル）―四―ヒドロキシクマリン〇・〇〇五g以下を含有するものを除く。	（新設）
八の十九～八の二十四　（略）	八の十八～八の二十三　（略）
九～十九　（略）	九～十九　（略）
劇　薬	劇　薬
（略）	（略）
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
一～六十一の三　（略）	一～六十一の三　（略）
六十一の四　ツカチニブ、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
六十一の五～六十一の十七　（略）	六十一の四～六十一の十六　（略）
六十二～七十四の四　（略）	六十二～七十四の四　（略）
七十四の五　パロバロテン及びその製剤	（新設）
七十四の六　（略）	七十四の五　（略）
七十五～百四十四　（略）	七十五～百四十四　（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品
一～百四十八　（略）
百四十九　ツカチニブ、その塩類及びそれらの製剤
百五十～二百五十五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第三十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年二月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(42)　（略） (43)　アトゲパント	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(42)　（略） (43)　（新設）
(44)～(631)　（略）	(43)～(630)　（略）
(632)　ツカチニブ	（新設）
(633)～(823)　（略）	(631)～(821)　（略）
(824)　パロバロテン	（新設）
(825)～(1270)　（略）	(822)～(1267)　（略）
九　（略）	九　（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品
一～百四十八　（略）
（新設）
百四十九～二百五十四　（略）

○厚生労働省告示第三十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年二月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～百五十一　（略）	一～百五十一　（略）
百五十二　ツカチニブ及びその製剤	（新設）
百五十三～二百八十六　（略）	百五十二～二百八十五　（略）

その他告示

○外務省告示第六十五号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日に作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表1、付表2及び付表3に掲げる物品又はサービスの基準額に対応する邦貨換算額について、日本国政府から政府調達に関する委員会に対し、次の内容の通報を行った。これらの邦貨換算額は、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

令和八年二月十九日

外務大臣　茂木　敏充

付表1　同協定に従って調達する中央政府の機関

基準額	邦貨換算額
十万特別引出権	二千万円
四十五万特別引出権	九千万円
四百五十万特別引出権	九億円

付表2　同協定に従って調達する地方政府の機関

基準額	邦貨換算額
二十万特別引出権	四千万円
百五十万特別引出権	三億円
千五百万特別引出権	三十億二千万円

付表3　同協定に従って調達するその他の全ての機関

基準額	邦貨換算額
十三万特別引出権	二千六百万円
四十五万特別引出権	九千万円
四百五十万特別引出権	九億円
千五百万特別引出権	三十億二千万円

○農林水産省告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上水内郡小川村大字高府字大明神西一四九三・一四九四・一四九七・一四九八・一四九九の一・字夏和前平一五四二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県小県郡長和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県諏訪郡下諏訪町社字一ノ釜七三七〇の五・七三七〇の六・七三七一の三・字沢七五一六の四（以上四筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県八代市東陽町河俣字折渡三九〇九の二八（次の図に示す部分に限る。）、三九〇九の三一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町荘字牛切一三九五の八・一三九五の九（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（一）　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町荘字牛切一三九四の一三・一三九四の一四（以上二筆国有林）、一三九四の一二、一三九四の一七
（二）　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
（三）　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市佐治町尾際字西名馬谷一二一七の二・一二一七の三（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市一迫字長崎西沢一六の一〇九・一六の一一〇（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百九十七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年一月十四日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25005	ジンプロピリダズ液剤	エフィコンＳＬ	東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号　ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　ディマトスゼイダムハンビ

○農林水産省告示第百九十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年一月二十一日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25006	調合油乳剤	サフオイルストレート	東京都千代田区神田小川町一丁目３番１号　ＯＡＴアグリオ株式会社　代表取締役　岡尚
25007	シクロピリモレート・テフリルトリオン・トリアファモン粒剤	サーカス楽粒	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一

○農林水産省告示第百九十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。
令和八年二月十九日
農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
7674	ＣＹＡＰ乳剤	住化サイアノックス乳剤	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸信彰
10807	ＣＹＡＰ粉剤	住化サイアノックス粉剤	〃
12090	ＣＹＡＰ水和剤	住友サイアノックス水和剤	〃
12193	パリダマイシン液剤	パリダシン液剤	〃
15275	カルタップ粉剤	パダン粉剤ＤＬ	〃
19098	イマゾスルフロン・エトベンザニド・ダイムロン粒剤	キックバイ１キロ粒剤	〃
20840	エトフェンプロックス・ＭＥＰ粉剤	スミチオントレボン粉剤ＤＬ	〃
17912	イミノクタジン酢酸塩液剤	カシマン液剤	〃
18739	イミノクタジン酢酸塩・メプロニル水和剤	モノクタジンフロアブル	〃
20295	イプコナゾール・イミノクタジン酢酸塩水和剤	［ＤＩＣ］ベフランシードフロアブル	〃
21467	イミノクタジン酢酸塩液剤	ベフラン液剤２５	〃
21480	イミノクタジン酢酸塩・銅水和剤	日曹ベフドー水和剤	〃

東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　日本曹達株式会社　取締役社長　阿賀英司

21514	イミノクタジン酢酸塩・有機銅水和剤	日曹ベフキノン水和剤	〃
21860	イミノクタジン酢酸塩・チオファネートメチル水和剤	ベフトップジンフロアブル	〃
22266	イミノクタジン酢酸塩・フルトラニル水和剤	日曹モンカットベフランフロアブル	〃
23010	イミノクタジン酢酸塩液剤	ベフラン液剤１２．５	〃
24215	イミノクタジン酢酸塩・ピカルブトラゾクス水和剤	ディプロイフロアブル	〃
20955	オキスポコナゾールフマル酸塩・マンゼブ水和剤	大塚ペンコシャイン水和剤	東京都千代田区神田小川町一丁目３番１号　ＯＡＴアグリオ株式会社　代表取締役　岡尚
21653	イミノクタジン酢酸塩液剤	協友ベフラン液剤２５	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和

令和７年11月５日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
15649	イミノクタジン酢酸塩液剤	クミアイベフラン液剤２５	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
15890	イミノクタジン酢酸塩・ポリオキシン水和剤	ポリベリン水和剤	〃
16216	イミノクタジン酢酸塩・メプロニル水和剤	バシタックベフラン水和剤	〃
21863	イミノクタジン酢酸塩・チオファネートメチル水和剤	クミアイベフトップジンフロアブル	〃
16104	イミノクタジン酢酸塩・銅水和剤	ベフドー水和剤	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
18088	イミノクタジン酢酸塩・有機銅水和剤	ベフキノン水和剤	〃

令和７年11月６日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20296	イプコナゾール・イミノクタジン酢酸塩水和剤	ベフランシードフロアブル	東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号　株式会社クレハ　取締役社長　小林豊
22265	イミノクタジン酢酸塩・フルトラニル水和剤	日農モンカットベフランフロアブル	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸

令和７年11月７日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21965	イプロジオン・イミノクタジン酢酸塩水和剤	パッチバスター	東京都千代田区神田須田町二丁目19番地23　丸和バイオケミカル株式会社　代表取締役社長　古塩賢太郎

令和７年11月10日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22579	イミノクタジン酢酸塩液剤	ホクサンベフラン液剤２５	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　代表取締役社長　畠山直樹
22644	イプコナゾール・イミノクタジン酢酸塩水和剤	ホクサンベフランシードフロアブル	〃

令和７年11月13日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20954	オキスポコナゾールフマル酸塩・マンゼブ水和剤	ペンコシャイン水和剤	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
21153	オキサジクロメホン・クロメプロップ・ピリミノバックメチル・ベンスルフロンメチル剤	パットフルエースＬジャンボ	〃
22064	ジノテフラン・ブプロフェジン・トリシクラゾール粉剤	クミアイビームアプロードスタークル粉剤５ＤＬ	〃
22426	ジノテフラン・トリシクラゾール粉粒剤	ビームスタークル微粒剤Ｆ	〃
23063	ピリミスルファン・フェントラザミド粒剤	ヤイバ１キロ粒剤	〃
23087	エチプロール粉粒剤	キラップ微粒剤Ｆ	〃
23205	クロチアニジン・クロラントラニリプロール・イソチアニル・フラメトピル粒剤	フルターボ箱粒剤	〃
23429	ペンチオピラド・マンゼブ水和剤	理研ユニゾン水和剤	〃
23531	フェノキサスルホン・ブロモブチド・ベンスルフロンメチル粒剤	クミスター１キロ粒剤５１	〃
23759	フルピラジフロン粒剤	クミアイシバント箱粒剤	〃
24346	ジノテフラン・フェリムゾン・フサライド水和剤	ブレードスタークルゾル	〃

令和７年11月21日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18933	イマゾスルフロン・ダイムロン・ピリブチカルブ水和剤	［ＤＩＣ］アワードフロアブル	東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　日本曹達株式会社　取締役社長　阿賀英司
19250	イプロジオン・イミノクタジンアルベシル酸塩水和剤	ベルクローブ水和剤	〃
19511	イミノクタジンアルベシル酸塩・マンゼブ水和剤	サーガ水和剤	〃
20347	イミノクタジンアルベシル酸塩・フェンヘキサミド水和剤	［ＤＩＣ］ダイマジン	〃
18102	エトフェンプロックス油剤	トレボンサーフ	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛
21337	エトフェンプロックス粉剤	トレボンＬ粉剤ＤＬ	〃
23239	エトフェンプロックス・テブフロキン粉剤	ＭＩＣトライ２トレボン粉剤ＤＬ	〃

23404	エトフェンプロックス・テブフロキン粉剤	ＭＩＣトライトレボン粉剤ＤＬ	〃
23428	ペンチオピラド・マンゼブ水和剤	ユニゾン水和剤	〃

令和７年11月25日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22667	ＣＹＡＰ乳剤	ホクサンサイアノックス乳剤	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　代表取締役社長　畠山直樹

令和７年11月26日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22409	カフェンストロール・ダイムロン・ベンスルフロンメチル・ベンゾビシクロン水和剤	ＭＩＣシロノックＬフロアブル	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛
22458	カフェンストロール・ダイムロン・ベンスルフロンメチル・ベンゾビシクロン粒剤	ＭＩＣシロノック１キロ粒剤５１	〃
22541	イミノクタジン酢酸塩液剤	ＭＩＣベフラン液剤２５	〃
23122	ピラゾレート・プロピリスルフロン粒剤	キクンジャーＺジャンボ	〃
23123	ピラゾレート・プロピリスルフロン水和剤	キクンジャーＺフロアブル	〃
23342	ピラゾレート粒剤	サンバード１キロ粒剤３０	〃
17388	バリダマイシン液剤	サンケイバリダシン液剤５	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
18659	フェンプロパトリン・ＭＥＰ乳剤	サンケイスミロディー乳剤	〃

令和７年12月１日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24177	ピラゾレート・ベンゾビシクロン・メタゾスルフロン粒剤	ジカマック５００グラム粒剤	岡山県岡山市北区津島笹が瀬４番24号　山陽化成株式会社　代表取締役　武市康則
20434	イマゾスルフロン・オキサジクロメホン・ダイムロン水和剤	サラブレッドフロアブル	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和
20948	イマゾスルフロン・オキサジクロメホン・クロメプロップ・ダイムロン水和剤	サラブレッドＲＸフロアブル	〃
21641	イプロジオン・テブコナゾール水和剤	ユキスター水和剤	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　大島美紀
18315	ジフェノコナゾール水和剤	スコア水和剤１０	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉

令和７年12月２日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16305	フェノチオカルブ乳剤	パノコン乳剤	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優

令和７年12月９日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22762	ダイアモルア剤	コナガコン	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明

令和７年12月10日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23582	イマゾスルフロン・ダイムロン・ペントキサゾン粒剤	テマエース１キロ粒剤	東京都文京区本駒込二丁目28番８号　科研製薬株式会社　代表取締役社長　堀内裕之
23583	イマゾスルフロン・ダイムロン・ペントキサゾン水和剤	テマエースフロアブル	〃

令和７年12月11日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
19730	ジフェノコナゾール・マンゼブ水和剤	スコアＭＺ水和剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉

令和７年12月12日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23678	ダイムロン・テニルクロール水和剤	ＯＡＴショッカーフロアブル	東京都千代田区神田小川町一丁目３番１号　ＯＡＴアグリオ株式会社　代表取締役　岡尚
20137	ダイムロン・テニルクロール水和剤	ショッカーフロアブル	東京都千代田区神田練塀町３番地　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　竹田正俊
20435	イマゾスルフロン・オキサジクロメホン・ダイムロン水和剤	ＳＤＳサラブレッドフロアブル	〃
23018	デシルアルコール・ブトルアリン乳剤	イエローリボンＳ	〃
23210	ダイムロン・メタゾスルフロン粒剤	ＳＤＳツインスター１キロ粒剤	〃
23212	ダイムロン・メタゾスルフロン水和剤	ＳＤＳツインスターフロアブル	〃
23214	ダイムロン・メタゾスルフロン粒剤	ＳＤＳツインスタージャンボ	〃

令和７年12月15日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23209	ダイムロン・メタゾスルフロン粒剤	ツインスター１キロ粒剤	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
23211	ダイムロン・メタゾスルフロン水和剤	ツインスターフロアブル	〃
23213	ダイムロン・メタゾスルフロン粒剤	ツインスタージャンボ	〃
23226	ダイムロン・ペントキサゾン・メタゾスルフロン粒剤	日産イネヒーロー１キロ粒剤	〃
23526	ダイムロン・ペントキサゾン・メタゾスルフロン粒剤	日産イネヒーロージャンボ	〃

令和７年12月16日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24136	チフェンスルフロンメチル水和剤	ハーモニー７５ＤＦ	東京都千代田区大手町一丁目１番１号　エフエムシー・ケミカルズ株式会社　代表取締役　平井康弘

令和７年12月18日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
17557	フルアジナム水和剤	日曹フロンサイド水和剤	東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　日本曹達株式会社　取締役社長　阿賀英司
17556	フルアジナム水和剤	石原フロンサイド水和剤	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　大久保浩
18429	イプロジオン・トルクロホスメチル水和剤	ロブグラン水和剤	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　代表取締役社長　畠山直樹
22629	フルアジナム水和剤	ホクサンフロンサイド水和剤	〃
22735	イプロジオン・テブコナゾール水和剤	ホクサンユキスター水和剤	〃

○国土交通省告示第二百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大鹿谷川（二）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第七百四号で指定した大鹿谷川に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県赤穂市木津

字向山	一三二二番九六	一号から九号まで及び二十七号から三十八号まで	
	一三二二番二〇六	十号から十四号まで及び二十三号から二十五号まで	
	一三二二番六三	十五号から二十二号まで及び二十六号	
字大石	一三二三番五	三十九号	
	一三二三番六	四十号	
	一三二三番一七〇	四十一号	
	一三二三番一〇	四十二号から四十六号まで	
	一三二三番一一	四十七号及び四十八号	
	一三二三番一二	四十九号から六十号まで	
	一三二三番一六	六十一号から六十六号まで	

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大河内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第千七百号で指定した小河内川に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県宍粟市千種町岩野辺

字小河	一三八六番七	一号及び二号
	一三八六番九四	三号から十三号まで及び二十四号
字山根	一二五〇番四四	十四号から十七号まで
	一二五〇番三二	十八号から二十三号まで

○国土交通省告示第二百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奈女沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　群馬県利根郡みなかみ町高日向及び同町奈女沢の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を令和二年国土交通省告示第八百六十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 44′ 47.2229″	138° 59′ 11.5355″
2	36° 44′ 47.7620″	138° 59′ 15.0509″
3	36° 44′ 47.8220″	138° 59′ 16.7201″
4	36° 44′ 48.4478″	138° 59′ 19.3642″
5	36° 44′ 49.4871″	138° 59′ 21.0760″
6	36° 44′ 50.5000″	138° 59′ 22.0521″
7	36° 44′ 50.8457″	138° 59′ 23.4322″
8	36° 44′ 50.6423″	138° 59′ 24.2807″

ロ　群馬県利根郡みなかみ町奈女沢の区域内の土地のうち、次の九点から十二点までを順次結んだ線及び九点と十二点を令和二年国土交通省告示第八百六十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
9	36° 44′ 47.8803″	138° 59′ 21.3112″
10	36° 44′ 47.2585″	138° 59′ 20.5940″
11	36° 44′ 45.4468″	138° 59′ 16.8377″
12	36° 44′ 45.8213″	138° 59′ 15.1103″

○国土交通省告示第二百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堀久保沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県諏訪市大字上諏訪の区域内の土地のうち、次の一点から二十五点までを順次結んだ線及び一点と二十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 03′ 36.2536″	138° 08′ 03.6645″
2	36° 03′ 36.2740″	138° 08′ 04.3991″
3	36° 03′ 35.7132″	138° 08′ 05.3771″
4	36° 03′ 35.1608″	138° 08′ 05.3893″
5	36° 03′ 34.8447″	138° 08′ 06.1868″
6	36° 03′ 34.4243″	138° 08′ 06.3318″
7	36° 03′ 33.8333″	138° 08′ 07.2099″
8	36° 03′ 33.9568″	138° 08′ 07.7525″
9	36° 03′ 33.5335″	138° 08′ 08.3813″
10	36° 03′ 31.6404″	138° 08′ 10.1638″
11	36° 03′ 30.9964″	138° 08′ 10.7765″
12	36° 03′ 31.0162″	138° 08′ 09.4063″
13	36° 03′ 30.5960″	138° 08′ 06.1654″
14	36° 03′ 30.0837″	138° 08′ 05.9157″
15	36° 03′ 30.1820″	138° 08′ 05.4569″
16	36° 03′ 31.3047″	138° 08′ 05.3347″
17	36° 03′ 31.4265″	138° 08′ 04.7663″
18	36° 03′ 32.6501″	138° 08′ 05.1640″
19	36° 03′ 32.5464″	138° 08′ 05.6476″
20	36° 03′ 33.4589″	138° 08′ 06.4659″
21	36° 03′ 33.8318″	138° 08′ 06.1070″
22	36° 03′ 34.9224″	138° 08′ 04.4868″
23	36° 03′ 35.4438″	138° 08′ 04.3124″
24	36° 03′ 35.6321″	138° 08′ 04.1059″
25	36° 03′ 35.6223″	138° 08′ 03.7457″

○国土交通省告示第二百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

松川川

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県笠岡市吉浜の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°31′06.1169″	133°28′56.0895″
2	34°31′06.3273″	133°28′54.8527″
3	34°31′07.1860″	133°28′54.4108″
4	34°31′09.4135″	133°28′54.6097″
5	34°31′09.4173″	133°28′54.8029″
6	34°31′08.4797″	133°28′56.9515″
7	34°31′07.6737″	133°28′57.2330″
8	34°31′06.5585″	133°28′57.2128″
9	34°31′06.3123″	133°28′56.6800″

○国土交通省告示第二百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

真光寺谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県赤磐市町苅田の区域内の土地のうち、次の一点から二十五点までを順次結んだ線及び一点と二十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°48′02.9931″	134°00′29.4171″
2	34°48′02.1935″	134°00′28.9415″
3	34°48′00.7448″	134°00′27.6993″
4	34°47′59.6608″	134°00′27.8137″
5	34°47′58.3553″	134°00′27.1419″
6	34°47′57.4855″	134°00′26.3219″
7	34°47′57.0829″	134°00′26.2175″
8	34°47′56.4587″	134°00′26.1478″
9	34°47′54.6625″	134°00′25.1524″
10	34°47′54.3272″	134°00′25.5266″
11	34°47′53.9159″	134°00′25.3670″
12	34°47′53.7113″	134°00′25.0014″
13	34°47′53.9205″	134°00′24.2972″
14	34°47′54.3562″	134°00′23.9615″
15	34°47′54.8487″	134°00′24.1009″
16	34°47′55.5055″	134°00′24.9300″
17	34°47′57.3406″	134°00′25.3809″
18	34°47′58.1270″	134°00′25.6660″
19	34°47′59.4843″	134°00′26.4623″
20	34°48′01.3079″	134°00′26.8451″
21	34°48′03.5416″	134°00′28.1604″
22	34°48′05.4467″	134°00′28.0396″
23	34°48′05.7367″	134°00′28.8306″
24	34°48′04.6407″	134°00′30.4118″
25	34°48′03.2352″	134°00′30.0778″

○国土交通省告示第二百八十九号

大分空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　大分空港　大分県国東市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成七年運輸省告示第三百三十七号を参照。）

エプロン

面積　十万百六十九平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　令和八年三月十九日

○国土交通省告示第二百九十号

礼文空港の供用の休止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

二　空港の名称及び位置　礼文空港　北海道礼文郡礼文町

三　予定する休止の開始期日及び期間　令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの五年間

○国土交通省告示第二百九十一号

礼文空港の飛行場灯火の供用休止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　礼文空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　礼文空港内　北海道礼文郡礼文町

四　予定する休止の開始期日及び期間　令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの五年間

○近畿地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東近江市五個荘簗瀬町字上川原一一番四地内	前	二〇・八八～二四・〇四メートル
	後	二〇・八八～二六・九〇　〇・〇〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	東近江市五個荘簗瀬町字上川原一一番四地内	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月十九日

国会事項

衆議院

議事日程

二月十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号
令和八年二月十八日（水曜日）
午後一時開議
第一　議長の選挙
第二　副議長の選挙
第三　議席の指定
第四　会期の件
第五　常任委員の選任
第六　常任委員長の選挙
第七　憲法審査会委員の選任
第八　情報監視審査会委員の選任
第九　政治倫理審査会委員の選任
第十　内閣総理大臣の指名

参議院

議事日程

二月十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号
令和八年二月十八日（水曜日）
午前十時開議
第一　議席の指定
第二　会期の件
第三　内閣総理大臣の指名

叙位・叙勲

○叙位

（滋賀大学名誉教授）
正四位に叙する
福田　敏浩

杉山　一美　　田中　和彦
富樫　正男　　中野　重治
正六位に叙する（各通）
飯塚　英也　　江本　保
渋谷　嘉之　　西室　啓司
水田　龍市　　八木　正敏
従六位に叙する（各通）
羽鳥　弘二　　田端　彰
若木　吾朗　　齊藤　馨
松山　一成
正七位に叙する
秋間　壽男　　虻川　武夫
田中　幟
従七位に叙する（各通）（以上一月十二日）
小倉　宏之
従五位に叙する
桑原　敬義
正六位に叙する
笠井　正信　　片瀬　重信
武井　弘　　坪根　岩男
日野　忠　　平田　直幸
横江　行雄
従六位に叙する（各通）
篠原　周二　　高野　美信
正七位に叙する（各通）
川野　源　　福丸　武
従七位に叙する（各通）（以上一月十三日）
（弘前大学名誉教授）
福田　道隆
正四位に叙する
久門　洋一
正五位に叙する
梅本　秀明　　柿崎　陸夫
姫野　昭雄　　森脇　登
従五位に叙する（各通）
阿部　勉　　宇佐見義夫
粂川　武正　　高橋　和一
野口　勝宣
（三等陸佐）
狭間　潤子　　日置喜久雄
正六位に叙する（各通）
川上　正　　高橋長之助
能登　義隆　　長谷川富明
増永　武士　　又平　明
従六位に叙する（各通）
青木　延行　　荒金　正憲
馬渡　求　　峯村　隆　　松村　弘
横田　勝也　　室橋　洋吉
正七位に叙する（各通）
梅原　七郎　　寺岡　利彦　　森渕　強
従七位に叙する（各通）（以上一月十四日）
琴村　孝
正五位に叙する
小山　彰　　玉手　修
正七位に叙する（各通）（以上一月十五日）
古舘　均司
従六位に叙する（一月十九日）
江口　輝喜

○叙勲

旭日単光章を授ける（一月十二日）
谷上　幸男　　冨樫宇榮一
旭日単光章を授ける（各通）（一月十三日）
梅本　秀明　　古茂田　昇
旭日小綬章を授ける（各通）
（旭市議会議員）
鈴木　雅熙　　林　晴道
旭日単光章を授ける（各通）（以上一月十四日）
秋間　壽男　　齊藤　馨　　杉山　一美
中野　重治　　水田　龍市　　八木　正敏
若木　吾朗
瑞宝双光章を授ける（各通）
谷口　和也　　羽鳥　弘二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十二日）
日野　忠　　宮本　俊藏
瑞宝双光章を授ける（各通）
笠井　正信　　片瀬　重信　　福丸　武
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十三日）
（弘前大学名誉教授）
福田　道隆
瑞宝中綬章を授ける
能登　義隆　　久門　洋一
瑞宝小綬章を授ける（各通）
梅原　七郎　　粂川　武正　　高橋長之助
高橋　和一　　永田　忠　　西　忠彦
野口　勝宣
（三等陸佐）
狭間　潤子　　増永　武士　　野田　隆志　　峯村　隆
瑞宝双光章を授ける（各通）
新庄　宗昭　　寺岡　利彦
森渕　強　　横田　勝也
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十四日）
玉手　修
瑞宝単光章を授ける（一月十五日）
古澤　保雄
瑞宝単光章を授ける（一月十八日）
本邦駐箚イタリア共和国特命全権大使　ジャンルイジ・ベネデッティ
旭日大綬章を贈与する（二月十日）

○返上の請願

佐々木裕美
勲章返上の請願の件許可された（二月十日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から令和七年十月三日ルクセンブルク大公ギヨーム殿下へ発せられた御祝電に対し、一月二十二日御答信があった。

官庁報告

統　計

令和７年12月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	12　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	－2,052	5,812	652
（対前年同月比）	（　—）	（50.3）	（　—）
貿易収支	1,349	6,253	542
（対前年同月比）	（149.0）	（425.1）	（－59.3）
輸出	99,433	93,908	95,159
（対前年同月比）	（4.5）	（5.1）	（－0.6）
輸入	98,084	87,655	94,617
（対前年同月比）	（3.7）	（－0.5）	（0.3）
サービス収支	－3,401	－441	111
（対前年同月比）	（　—）	（　—）	（　—）
第一次所得収支	11,894	33,809	12,489
（対前年同月比）	（－4.8）	（0.2）	（－9.6）
第二次所得収支	－2,554	－2,880	－2,423
（対前年同月比）	（5.4）	（－31.8）	（－10.4）
経常収支	7,288	36,741	10,718
（対前年同月比）	（－32.0）	（10.0）	（17.7）
資本移転等収支	－141	－272	－185
直接投資	11,098	22,305	30,420
証券投資	19,241	－4,434	33,979
金融派生商品	11,293	11,046	9,846
その他投資	－42,203	5,447	－59,313
外貨準備	7,930	6,808	6,777
金融収支	7,360	41,173	21,709
誤差脱漏	212	4,703	11,175

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

令和７年中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　　目	令和７年	前　年	対前年比増減
貿易・サービス収支	－42,415	－64,367	21,952
（対前年比）	（－34.1）	（－35.3）	
貿易収支	－8,487	－36,602	28,115
（対前年比）	（－76.8）	（－44.6）	
輸出	1,077,630	1,050,974	26,656
（対前年比）	（2.5）	（4.6）	
輸入	1,086,118	1,087,576	－1,459
（対前年比）	（－0.1）	（1.5）	
サービス収支	－33,928	－27,765	－6,163
（対前年比）	（22.2）	（－16.9）	
第一次所得収支	415,903	397,201	18,702
（対前年比）	（4.7）	（9.2）	
第二次所得収支	－54,688	－45,965	－8,722
（対前年比）	（19.0）	（11.1）	
経常収支	318,799	286,868	31,931
（対前年比）	（11.1）	（28.8）	
資本移転等収支	－4,296	－2,206	－2,091
直接投資	256,023	282,294	－26,270
証券投資	－158,320	137,898	－296,218
金融派生商品	58,979	46,813	12,166
その他投資	89,833	－114,038	203,871
外貨準備	55,500	－102,752	158,253
金融収支	302,015	250,214	51,801
誤差脱漏	－12,488	－34,449	21,961

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

待矢場両堰土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する待矢場両堰土地改良区から申請のあった定款変更は、令和８年２月２日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和８年２月19日

関東農政局長　菅家　秀人

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２００２号

東京都中央区日本橋馬喰町２丁目６番10号
東京大和化成ビル５階
清算株式会社　馬喰町管財株式会社
代表清算人　小幡　朋弘

1　決定年月日　令和８年２月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第１号

徳島県徳島市佐古三番町５番８号
清算株式会社　株式会社ｓｏｒａ
代表清算人　木内　義人

1　決定年月日　令和８年２月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

徳島地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３００４号

群馬県前橋市南町１丁目４番７号
清算株式会社　株式会社Ｎ企画

1　決定年月日　令和８年２月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

前橋地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第４号

兵庫県伊丹市西台１丁目５番21号304
清算株式会社　ＯＮニット株式会社
代表清算人　中島　綱三

1　決定年月日　令和８年２月５日
2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。

2　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。

3　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

神戸地方裁判所伊丹支部

令和７年（ヒ）第２号

鳥取県倉吉市秋喜257番地８
清算株式会社　株式会社鳥取県食
代表清算人　北村龍一郎

1　決定年月日　令和８年２月３日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社鳥取県食（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

2　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

3　弁済の方法及び端数の処理

⑴　弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

⑵　弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権の弁済及び放棄

１　協定債権の弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

２　協定債権の放棄

各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

３　追加弁済

上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。

（別紙省略）

以上

鳥取地方裁判所倉吉支部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

企業年金基金清算結了公告

当基金は、令和８年２月５日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき公告します。

令和８年２月19日

千葉県市川市行徳駅前３丁目９番19号306号室
日鉄物流企業年金基金
清算人　別所　靖明

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年一月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　八十八頁（号外第一六六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　九十九頁（号外第一六六号）

令和八年二月十九日

埼玉県川越市大字下広谷四〇四番地一
（甲）むさし野紙業株式会社
代表取締役　小林　哲也

東京都町田市森野六丁目一番一号
（乙）株式会社グリーン山愛
代表取締役　伊藤　豊

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十日
掲載頁　一〇三頁（号外第一七四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十九日
掲載頁　七十一頁（号外第一七二号）

令和八年二月十九日

東京都港区西新橋一丁目七番一四号京阪神虎ノ門ビル七階
（甲）株式会社総合設計
代表取締役　天内　心

神戸市須磨区大田町一丁目三―二六
（乙）株式会社エスディーネットワーク
代表取締役　天内　心

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月九日
掲載頁　五十七頁（号外第二十八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十九日

東京都墨田区緑一―二一―一〇ＢＲ両国二ビル九〇一
（甲）株式会社ＩＳＳＥＩ
代表取締役　浅田　一世

東京都墨田区緑一丁目二一番一〇号ＢＲ両国二ビル九〇一
（乙）有限会社グッドネスフーズ
代表取締役　浅田　一世

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.global.toshiba/jp/ir/corporate.html

（乙）https://www.global.toshiba/jp/outline/energy/epub.html

令和八年二月十九日

神奈川県川崎市幸区堀川町七二番地三四
（甲）株式会社東芝
代表取締役　島田　太郎

神奈川県川崎市幸区堀川町七二番地三四
（乙）東芝エネルギーシステムズ株式会社
代表取締役　島田　太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.global.toshiba/jp/ir/corporate.html

（乙）http://www.toshiba-sol.co.jp/company/index_j.htm

令和八年二月十九日

神奈川県川崎市幸区堀川町七二番地三四
（甲）株式会社東芝
代表取締役　島田　太郎

神奈川県川崎市幸区堀川町七二番地三四
（乙）東芝デジタルソリューションズ株式会社
代表取締役　島田　太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月九日
掲載頁　五十七頁（号外第二十八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十九日

長野県長野市鬼無里日影六八〇八番地一号
（甲）宮島産業株式会社
代表取締役　宮島　政美

長野県長野市鬼無里一六九〇番地
（乙）有限会社ふるさと鬼無里
取締役　宮島　政美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一五二頁（号外第三十一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十三日
掲載頁　九十四頁（号外第二三六号）

令和八年二月十九日

大阪市中央区南船場二丁目四番八号
（甲）株式会社キョウドウ
代表取締役　中村　康三

大阪市中央区南船場二丁目四番八号
（乙）株式会社キョウドウマーケティング
代表取締役　中村　康三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一五二頁（号外第三十一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十三日
掲載頁　九十四頁（号外第二三六号）

令和八年二月十九日

大阪市中央区南船場二丁目四番八号
（甲）株式会社キョウドウ
代表取締役　中村　康三

大阪市中央区南船場二丁目四番八号
（乙）株式会社ベネフィットＭ＆Ａコンサルタンツ
代表取締役　中村　康三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月四日
掲載頁　八十三頁（号外第二四三号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　十九頁

令和八年二月十九日

大阪市中央区久太郎町三丁目六番八号
（甲）大和紡績株式会社
代表取締役　野間　靖雅

東京都中央区日本橋富沢町一二番二〇号
（乙）ダイワボウアドバンス株式会社
代表取締役　高野　正也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一五二頁（号外第三十一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十三日
掲載頁　九十四頁（号外第二三六号）

令和八年二月十九日

大阪市中央区南船場二丁目四番八号
（甲）株式会社キョウドウ
代表取締役　中村　康三

大阪市中央区南船場二丁目四番八号
（乙）株式会社ベネフィットＭ＆Ａコンサルタンツ
代表取締役　中村　康三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月四日
掲載頁　八十三頁（号外第二四三号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　十九頁

令和八年二月十九日

大阪市中央区久太郎町三丁目六番八号
（甲）大和紡績株式会社
代表取締役　野間　靖雅

東京都中央区日本橋富沢町一二番二〇号
（乙）ダイワボウアドバンス株式会社
代表取締役　高野　正也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月二十六日
掲載頁　二〇九頁（号外第二一五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月二十六日
掲載頁　二〇六頁（号外第二一五号）

令和八年二月十九日

大阪府豊中市新千里東町一丁目四番二号
（甲）日本予防医薬株式会社
代表取締役　角田真佐夫

東京都品川区北品川四丁目七番三五号
（乙）株式会社ＮＲＬファーマ
代表取締役　角田真佐夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）https://shimadagumi.co.jp/

令和八年二月十九日

大阪府八尾市志紀町南三丁目一八八番地
（甲）株式会社島田組
代表取締役　木村　修二

大阪府八尾市弓削町南三丁目二〇番地
（乙）株式会社アクセス
代表取締役　利川　昇

吸収分割公告

当社（甲）は、令和八年四月一日を効力発生日として、吸収分割により、株式会社ユナイテッドツアーズ（乙、東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル）の営む海外留学事業（語学研修事業を含む。）に関する権利義務を承継することにいたしましたので、公告します。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.knt.co.jp/gkoukoku/61/

（乙）https://www.knt.co.jp/gkoukoku/12/12geJPpp.html

令和八年二月十九日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号
近畿日本ツーリスト株式会社
代表取締役　永﨑　安基

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりベルテクス株式会社（乙、住所東京都千代田区麹町五丁目一番地）のＲＦＩＤ事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://vertexgrp.co.jp

令和八年二月十九日

東京都千代田区麹町五丁目一番地
ベルテクス・テクノロジーズ株式会社
代表取締役　山岸　晴彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のクロック技術統括部門に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年三月十一日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二日
掲載頁　九十五頁（号外第一二一号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月十四日
掲載頁　四頁

令和八年二月十九日

東京都中央区銀座四丁目五番一一号
（甲）セイコーウオッチ株式会社
代表取締役社長　内藤　昭男

東京都江東区福住二丁目四番三号
（乙）セイコータイムクリエーション株式会社
代表取締役社長　市川　剛司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十九日

仙台市青葉区西花苑一丁目一四―三

and life's合同会社

代表社員　山崎　誠悟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十九日

茨城県鹿嶋市根三田一四三〇―一

弘千合同会社

代表社員　劉　笑　林

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＳＫＧとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十九日

千葉県柏市大室三―一―八

合同会社ＭｕｌｂｅｒｒｙＦｉｅｌｄ

代表社員　桒原　俊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十九日

千葉県富里市七栄一一一―二一八

優星合同会社

代表社員　長谷川優輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十九日

東京都町田市山崎町一四八三―八―二―一〇三

合同会社Ｗａｌｌｏｎ

代表社員　矢次　和論

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月十九日

掲載頁　二頁

令和八年二月十九日

東京都千代田区平河町二丁目一番一号

ロロ・ピアーナ　ジャパン株式会社

代表取締役　ディエゴ・フランチェスコ・スコッティ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十九日

山梨県甲府市千塚三丁目四番二三号

合同会社Ｔａｋｉｚａｗａ　Ｋｏｎｚｅｒｎ

代表社員　滝澤　和哲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十九日

大阪府岸和田市岸城町二三番二六号

合同会社中筋プランニング

代表社員　中筋　幸子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十九日

神戸市西区池上四丁目一三番九号

合資会社テスコムクリエイト

代表社員　藤原　章平

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年二月十九日

熊本県山鹿市鹿本町石渕一一一五番地

農事組合法人鹿本養鶏組合

理事　中嶋　晋一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社セレクト不動産ＸＯＮとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十九日

熊本県八代市古閑中町二三二〇番地

合同会社セレクト不動産

代表社員　菅沼光江子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十九日

沖縄県浦添市伊祖三丁目四一番一号

合同会社華苑

代表社員　石原　洋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億三千九百五十万円減少し、減少額全額を資本剰余金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十日であり、株主総会の決議は、令和八年二月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.sc-spc.com/sorac/

令和八年二月十九日

東京都中央区京橋二丁目一六番一号

株式会社そら，ｃ

代表取締役　髙井　裕之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一五億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　七十八頁（号外第一八九号）

令和八年二月十九日

東京都中央区日本橋二丁目七番一号

住化中東株式会社

代表取締役　前田　篤

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千七百八十三万三千九百円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　八十六頁（号外第一三二号）

令和八年二月十九日

東京都千代田区神田神保町三丁目五番地

株式会社美松堂

代表取締役　小澤　尚郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十九日

東京都中央区八丁堀二丁目二三番一号エンパイヤビル

合同会社和翔興産

代表社員　大内　俊明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十一億一千七十九万九千五百四十五円減少し、三億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十七日

掲載頁　五十二頁（号外第一九三号）

令和八年二月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

ＹＳＷ株式会社

代表取締役　前澤　力

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億五千五十万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月七日

掲載頁　八十九頁（号外第二四六号）

令和八年二月十九日

東京都渋谷区東一丁目二九番三号

シブヤスタートアップス株式会社

代表取締役　田坂　克郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十日

掲載頁　九十四頁（号外第二十九号）

令和八年二月十九日

福井県鯖江市西袋町七〇一番地

株式会社漆琳堂

代表取締役　内田　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千二十三万一千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二四一頁（号外第一四八号）

令和八年二月十九日

名古屋市中村区平池町四丁目六〇番一二号

株式会社グローバルキャスト

代表取締役　川口　英幸

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月十七日を効力発生日とする株式会社Ｆｏｒｅｓｔとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十九日

山形県鶴岡市日枝字坂本七番地一二

株式会社ＩＫＩ

代表取締役　三浦　正人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十六億円、資本準備金の額を四十六億円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.mces.co.jp/

令和八年二月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

三菱商事洋上風力株式会社

代表取締役　田中　俊一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千四百九十六万円、資本準備金の額を一億七千四百九十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月二十九日

掲載頁　八十九頁（号外第十九号）

令和八年二月十九日

東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館六〇五　株式会社スペイシー

代表取締役　平川　雅一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十九万九千九百九十九円、資本準備金の額を三億九千九百四十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://savemedical.jp/electronic-public-notice/

令和八年二月十九日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目三番一五号

株式会社Ｓａｖｅ　Ｍｅｄｉｃａｌ

代表取締役　淺野正太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円、資本準備金の額を三億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.aiful.co.jp/group/ir/finance/public_notice.html

令和八年二月十九日

東京都港区芝二丁目三一番一九号

ＡＧクラウドファンディング株式会社

代表取締役　川瀬　光英

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千九百五万二千三百二十六円、資本準備金の額を一億三千六百五万二千三百二十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月四日

掲載頁　二頁

令和八年二月十九日

東京都渋谷区渋谷二丁目三番五号ＣＯＥＲ　Ｕ渋谷二丁目三階

ＬＤＴ株式会社

代表取締役　白石　和也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十九日

福島県福島市仲間町一〇番一三号

サンヨー缶詰株式会社

代表取締役　三枝　通晃

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十九日

群馬県伊勢崎市戸谷塚町四九番地一

株式会社丸善開発

代表取締役　丸橋　嘉一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十九日

埼玉県川口市柳崎二丁目二二番一一号

武内建材株式会社

代表取締役　武内　直樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十六日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件として、令和八年三月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十九日

大阪府豊能郡豊能町木代二九〇番地

佐々木産業株式会社

代表取締役　佐々木徹也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十九日

山口県岩国市立石町二丁目三番六号

株式会社大島組

代表取締役　足谷　浩司

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月二十日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月十九日

群馬県伊勢崎市戸谷塚町四九番地一

株式会社丸善開発

代表取締役　丸橋　嘉一

株式売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主であるＪＲ西日本不動産開発株式会社より株式売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月二十三日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月十九日

大阪府大阪市北区芝田二丁目二番一三号

株式会社共潤舎

代表取締役　吉田　隆

任意清算公告

当社は、令和七年十一月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十九日

栃木県宇都宮市江野町七番三号

合資会社花久商店

代表社員　金子　昌郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0024/index.html

令和八年二月十九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｓｕｎ

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を、二億七千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s06417-4jit9/

令和八年二月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

モントリオール特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億六千万円減少し金七千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s06181-cwgv7/

令和八年二月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＨＦ７松山花園町特定目的会社

取締役　髙山　知也

訂正公告

令和八年二月四日掲載の合併公告中、甲の住所中の「一五番地三号」とあるは「一五番三号」、乙の住所中の「小槌」とあるは「小鎚」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月十九日

岩手県盛岡市小杉山一五番三号

（甲）医療法人青樹会

理事長　田中由紀子

岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第一四地割字蕨打直八二番一

（乙）医療法人あかね会

理事長　田中由紀子

訂正公告

令和八年一月二十一日（号外第十三号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑥の住所「東京都港区虎ノ門一丁目13番３号」とあるは「東京都港区虎ノ門一丁目13番３号虎ノ門東洋井同ビル３Ｆ」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月十九日

東京都港区虎ノ門一丁目一三番三号

株式会社旅行綜研

代表取締役　石井　光彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年三月十日（号外第五十号）文部科学省告示第四十一号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
一八下	表中関係告示欄中終りから一二～一一		平成五年文部省告示第百五十二号	平成五年文部省告示第百五十一号
平成二十八年三月一日（号外第四十六号）文部科学省告示第三十号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
三二上	表中関係告示欄中一九～二二		平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号
平成二十八年十月三日（号外第二百十八号）文部科学省告示第百四十三号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
八八上	表中関係告示欄中一四～一六		平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号
平成三十年十月十五日（号外第二百二十六号）文部科学省告示第百九十二号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
七上	表中関係告示欄中一四～一六		平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号
令和元年十月十六日（号外第百三十九号）文部科学省告示第八十号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
五下	表中関係告示欄中一四～一六		平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号